

平成26年4月1日作成
平成31年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和6年3月31日一部改正
令和6年4月1日一部改正

海外戦跡慰霊巡拝激励金交付基準

補助金の名称	海外戦跡慰霊巡拝激励金
補助金の交付目的	戦没者への慰霊として大津市に在住する者が政府主催の海外戦跡慰霊巡拝に参加する場合及び滋賀県遺族会主催の海外戦跡慰霊巡拝に参加する場合に激励金として交付する。
補助金の交付対象者	海外戦跡慰霊巡拝参加者または大津市遺族連合会
補助対象経費	—
補助金の額及びその算定方法又は補助率	大津市に在住する者が政府主催の海外戦跡慰霊巡拝に参加する場合には1名につき1万円を参加者個人に交付。 滋賀県遺族会主催の海外戦跡慰霊巡拝に参加する場合には1コースにつき1万円を大津市遺族連合会に交付。
補助金交付事業の開始時期	—
補助金交付事業の終了時期	令和11年3月31日
担当部署	大津市福祉部福祉政策課